

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆さんへ

特別定額給付金申請期限は 8月11日(火)までです

特別定額給付金担当
☎823-9233

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして、1人につき10万円の給付を行う特別定額給付金の申請期限は8月11日(火)までです。(当日消印有効)

申請がまだの人は郵送で届いている申請書に記入し、必要書類を添えて、同封の返信用封筒でお返しく下さい。

また、マイナンバーカードを持っている場合、オンラインによる申請も可能です。くわしくは海田町ホームページへ。

ページへ。

※申請期限が過ぎた後は、申請を受け付けることはできません。

※宛て所不明により郵便局から返還された申請書などは、海田町役場で保管しています。心当たりのある人は、特別定額給付金担当へ。

子育て世帯への臨時特別給付金について ～対象者に個別通知をしています～

こども課
☎823-9227 FAX 823-9627

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、臨時・特別の一時金を支給します。(所得制限超過により、特例給付となっている人を除く)

支給にあたり、申請は不要です。ただし、公務員の人は別途申請が必要になりますので、各所属庁に問い合わせてください。公務員以外の対象者には5月中旬に個別通知を送付していますので、確認してください。公務員の人の申請受け付けは6月15日(月)～10月15日(木)です。くわしくは海田町ホームページへ。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税・水道料金・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な人へ

納税について

税務課 ☎823-9226

対象者は1年間に限り、徴収の猶予を受けることができます。猶予を受けた場合は、延滞金が免除されます。

●対象者

①2月から納期限までの一定の期間中(1ヵ月以上)の収入が、前年同期に比べて概ね20%以上減少している人

②納付・納入が困難である人

※①と②の両方を満たす納税者、特別徴収義務者が対象。

●対象

2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する町県民税(普通徴収・特別徴収)、法人町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、町たばこ税 納期限を経

過した税目も6月30日(火)までであれば対象。

※中間申告による法人町民税は、確定申告書の提出期限までの期間に猶予の期間が制限されます。

●申請方法

申請書と収入や現預金の状況が分かる資料を提出してください。申請書は海田町ホームページからダウンロードするか、電話などで請求してください。

●申請期限

6月30日(火)まで。または、各税目の各納期限のいずれか遅い日までに申請してください。

くわしくは海田町ホームページへ。

水道料金および下水道使用料について

上下水道課 ☎823-9214 FAX 823-9839

対象者は、相談に応じて給水停止執行までの期間を延長し、納付までの猶予や分割納付をすることができます。

●対象者

①収入の減少により納付が困難となった人

②現在、誓約書内容の分割納付を継続し、①と同じく、納付が難しい人(誓約書の変更について相談に応じます)

●対象 未納付の水道料金、メーター使用料および下水道使用料(何期分かは問いません)

●申請方法

水道料金および下水道使用料の納付について上下水道課(役場2階)へ相談し、納付の猶予期間(原則誓約から6ヵ月以内)や分割納付について誓約していただきます。(基本的には誓約書を提出)

納付の相談や誓約書の提出は、電話や郵送でも可能です。くわしくは上下水道課(役場2階)へ。

介護保険料および後期高齢者医療保険料について

長寿保険課 ☎823-9609 FAX 823-9627

対象者は、介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合、納付期限が猶予されます。

●対象者 主たる生計維持者の収入が前年の同時期と比

べ減少している人

●猶予される期間 納期限から6ヵ月以内